様式第１号（第６条、第８条、第９条関係）

年　　　月　　日

我が社の脱炭素経営促進事業費補助金

事業実施計画承認等申請書

秋田県知事　あて

（申請書）

事業者名

代表者職氏名

我が社の脱炭素経営促進事業費補助金実施要領の規定により、次のとおり申請します。

　交付申請(実施要領第６条)

　変更承認申請(実施要領第８条)

　実績報告(実施要領第９条)

申請担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者の氏名 |  |
| 担当者の所属部署等 |  |
| 担当者の電話番号 |  |
| 担当者のメールアドレス |  |

※交付要綱様式第１号の５、交付要綱様式第４号の６、交付要綱様式第１０号の９に記入した担当者と同じ場合は省略可能です。

１　事業実施計画

実施する事業の内容（次の（１）から（４）まで）を記入してください。

（なお、変更申請及び実績報告の場合は、変更又は実績の内容を（ ）で囲み、当初の実施計画の

内容と比較できるように記入してください。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （１） 補助事業を実施する期間 | | 交付決定日　から　令和　　年　　月　　日  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| （２） 実施する事業の内容　　実施する事業メニューのチェックボックスを選択の上、内容を記入してください。 | | | |
|  | ①可視化サービスの新規導入・利用 | | |
| A | 可視化サービスと利用するプランの名称 | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| B | 事業費①（消費税及び地方消費税を含む）  ≪算定式≫税込みの月額使用料×補助事業を実施する期間内の利用月数 | 円  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| C | 補助金交付申請額①（千円未満切り捨て）  ≪算定式≫  a. 事業費①の税抜き金額が6万円未満  → 事業費①の税抜き全額の全額  b. 事業費①の税抜き金額が6万円以上  → 6万円 〔上限額〕 | 円  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
|  | ②脱炭素アドバイザー資格を取得した従業員等への支援 | | |
| A | 支援対象とする脱炭素アドバイザー資格の名称及び認定レベル | （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| B | 支援対象とする従業員等の人数  ※補助金を申請できるのは最大2名分まで | 人  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| C | 支援（負担）する取得経費  ※受講料と教材料は、資格の受験又は登録に関し、実施機関が推奨するものに限ります。 | 受験料  変更又は実績用  登録料  受講料※  教材料※ | 受験料  登録料  受講料※  教材料※ |
| D | 事業費②（消費税及び地方消費税を含む）  ≪算定式≫負担する取得経費の積上げ | 円  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
|  | 補助金交付申請額②（千円未満切り捨て）  ≪算定式≫事業費②の税抜き金額×1/2  ※ただし、２万円を上限額とする。 | 円  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| （３）総事業費  （事業費①と②の合計） | | 円  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |
| （４）補助交付申請額の総額  （補助金交付申請額①と②の合計） | | 円  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | |

２　収支計画（兼収支決算）

① 交付申請の場合、収入と支出の予算額を記入ください。

② 変更承認申請の場合、決定を受けた予算額の下に（　）額で変更後の金額を記入ください。

③ 実績報告の場合、決定を受けた予算額と決算額を記入ください。

【収入の部】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 予算額  （変更後の額） | 決算額 | 差引増減額 | | 摘要 |
| 増 | 減 |
| 県補助金 | （　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| 自己資金 | （　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| 借入金 | （　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| その他収入 | （　　　　　　　　） |  |  |  |  |
|  | （　　　　　　　　） |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

【支出の部】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 予算額  （変更後の額） | 決算額 | 差引増減額 | | 摘要 |
| 増 | 減 |
| 可視化サービスの使用料 |  |  |  |  |  |
| 受験料 |  |  |  |  |  |
| 登録料 |  |  |  |  |  |
| 講座又はセミナー受講料 |  |  |  |  |  |
| テキスト等購入費 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

　※交付申請と変更承認申請の場合は、見積書等の事業費を確認できる書類を添付してください。

実績報告の場合は、領収書の写し等の支払い実績を確認できる書類を添付してください。

３ 脱炭素経営への転換に向けた課題と事業実施により期待する効果

自社の事業活動の脱炭素化に向けた現段階での取組スケジュールと取組を進めていく上での不安や課題、本事業（可視化サービスの活用、脱炭素アドバイザー資格取得者の確保）の実施により期待する効果等を記入してください。

なお、別紙として説明資料を添付する場合は、ここへの記入は不要です。

|  |
| --- |
|  |

４　交付申請に当たっての誓約事項

我が社の脱炭素経営促進事業費補助金の交付申請を行うに当たり、次の（１）と（２）を確認の上、相違ないことを誓約してください（下記のチェックボックスを選択してください。）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （１）次のいずれにも該当しません。  ア 大企業（中小企業等経営強化法第２条第１項第１号から第５号までのいずれかに該当する者以外のもの。）又は次の①から③に該当する者  ① 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有するもの。  ② 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を複数の大企業で所有するもの。  ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めるもの。  イ　暴力団（秋田県暴力団排除条例（平成23年3月14日秋田県条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）  ウ　役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者  エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者  オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者  カ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者  キ　国税及び地方税に未納がある者  ク　破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申し立て中である者  ケ　性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う者  コ　政治活動及び宗教活動を行う者   |  |  | | --- | --- | |  | 上記（１）と（２）のとおり相違ありません。 |   （２）申請内容は、交付要綱の規定に基づき、事実に相違なく、虚偽が判明した場合には補助金の返還等に応じます。また、必要な場合は申請内容の照会について同意するとともに、審査に必要な指示に従います。 |